

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 16 日現在

機関番号：10104

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K13627

研究課題名(和文)「義務違反の認識」の刑法的位置づけ 事実の錯誤と違法性の錯誤の区別に関する考察

研究課題名(英文) Distinction between mistake of fact and mistake of illegality

研究代表者

菅沼 真也子 (Suganuma, Mayako)

小樽商科大学・商学部・准教授

研究者番号：80779695

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：有罪が認められるためにはその犯罪の故意を行為者が有していることが必要であるため、裁判では「行為者の認識していた事情から犯罪事実の認識・認容があったと認められるか」が争点となる。「故意を肯定するためには行為者が認識すべき事実は何か」ということを明らかにするために、近時の日本の最高裁判例を検討したところ、「行為者が認識すべき事実」の1つである「結果発生危険性の程度の認識」が「認容」という事情の要否に関わるのではないかと、という仮説に至った。この検証として、日本の判例とドイツ判例を分析し、認容という要素にどのような意義があるのか、また裁判においてはどのように検討・推認されるべきなのかを研究した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

刑法は故意犯処罰を原則としているため、行為者に「故意」があったかが犯罪の成否を分かつ。故意は「認識」と「意思(認容)」であるので、「どのような事実を認識していれば『認識/認容』があるか」が問題となるが、未必の故意が問題となる場合に、「認容」という要素が必要か長きにわたって争われている。

本研究は、認識と認容の関係、認容の必要性、認識・認容の推認方法と認定基準について1つの新たな見解を示し、客観的には犯罪行為に当たる行為を行なった者について、どのような心理状態であれば故意が肯定/否定されるのか、それはどのように認定されるのか、ということ明らかにした点で意義がある。

研究成果の概要(英文)：Since it is necessary for the offender to have the intent to commit the crime in order to be found guilty, the issue at trial may be "whether the offender recognized and acknowledged the fact of the crime, based on the circumstances of which he/she was aware". In order to clarify "what facts the offender must be aware of," I examined recent Supreme Court cases in Japan, and came up with the hypothesis that "awareness of the degree of risk of the occurrence of the result," which is one of the "facts the offender must be aware of," is related to the necessity of the circumstance of "acknowledgement. To test this hypothesis, I analyzed Japanese and German precedents and studied the significance of the element of "acknowledgement" and how it should be considered and inferred at trial.

研究分野：刑法

キーワード：故意 錯誤 義務違反 認識 行政犯

1. 研究開始当初の背景

行為者がどのような認識を有していれば犯罪の故意があったといえるのか。これは、わが国の刑法理論においてもっとも重要な課題の1つである。なぜなら、わが国の刑法は、故意犯処罰を原則としており(刑法第38条1項)故意が認められなければ過失犯として故意犯に比して非常に軽い刑で処罰されるか、過失犯規定が存在しなければ不可罰となることから、「行為者が故意を有していたのか」ということは、犯罪の成否や刑の軽重に大きな影響を与えることになるからである。それゆえ、行為者が行為時にどのような事情を認識していたのか、ということ、当該行為に対する行為者の責任の有無を判断するために、厳密に判断されなければならない重要な事情となる。

故意が肯定されるためには構成要件該当事実の認識が必要であり、これが欠ければ故意は阻却される一方で、行為者が構成要件該当事実を認識したが、「自分の行為は許される」と認識していた場合(行為の規範的評価を誤った場合)には、原則的に故意責任は阻却されないことは、現在の学会の共通認識である。そうすると、行為者がある事情について不認識で犯罪行為に出た場合に、その不認識であった事情が構成要件該当事実なのか(事実の錯誤なのか)、規範的評価の誤りなのか(違法性の錯誤なのか)を区別することが不可欠となる。事実の錯誤と違法性の錯誤の区別の問題は刑法学において長きにわたって議論されてきたが、それにもかかわらずこの論点に関する論争が止揚することはなく、また明確な区別基準も示されていない状況であった。

2. 研究の目的

行為者がある事実を認識していなかった場合の犯罪の成否(故意が阻却されるか否か)は、特に行政刑法や経済刑法の領域において問題となることが多い。これらの領域においては、条文に書かれている一定の事情が構成要件該当事実(故意が認められるために認識していなければならない事実)なのか、規範的評価の問題(行為者が認識する必要のない事情)なのか、がはっきりしない場合があるからである。たとえば、ある事業について「自治体の許可なく操業することを禁じる」と規定されており、行為者が当該事業を営むには許可を受けることが義務付けられているところ、正規の許可を得ていないにもかかわらずなんらかの事情ゆえに「許可を受けている」と考えて操業した場合、行為者は「許可がない」という事実認識を欠いていた、解すべきなのか、単に「自分は許可を受けている」と誤って評価していたにすぎない、と解すべきなのか、すなわち、ここでの許可義務は構成要件該当事実なのか、規範的評価なのか、故意の存否判断にとって非常に重要となる。

このような「事実の錯誤と違法性の錯誤の区別」の問題はこれまで議論や判例が蓄積されているところではあったが、上述のような行政刑法や経済刑法の領域における義務違反の認識が問題となる場合については、いまだ十分に議論されていない。義務違反の認識が問題となりうる構成要件が数多く存在する現在のわが国の立法状況において、行為者が構成要件と関連する何らかの事情を知らなかったために「自己の行為は義務に反していない」と考えて犯罪行為に出た場合に、いかなる認識があれば故意が肯定できるのか、という問題について改めて検討を加え、一定の基準を定めることが、今後、新たな事例が生じた場合でも安定的に問題を解決するために不可欠なことであると考えに至った。そこで、(1)故意における「構成要件該当事実の認識」とはどの程度の認識を指しているのか、(2)故意を阻却する錯誤と故意を阻却しない錯誤をどのように区別するか(何が認識、予見の対象となる犯罪事実なのか)の2点を明らかにすることを目的として、本研究を実施した。

3. 研究の方法

本研究は、判例の分析からスタートし、個々の事例における裁判所の判断を確認してから、それに対する意見や批判を参照して、義務違反の認識の故意論における位置づけを明らかにする、という方法で進める。ただし、行為者の認識が問題となった判例は無数に存在するので、行為者が一定の事情の認識を欠いていたがゆえに故意の存否が問題となった事例を、意味の認識に関連する事案、違法性の意識に関連する事案、意味の認識の問題なのか違法性の意識の問題なのか議論の余地がある事案の3つに分類して検討する。検討の順番としては、まず判例において意味の認識がどのように理解されているのか、ということ明らかにするためにに分類される事案を検討し、次に違法性の意識の有無の判断方法を知るためにに分類される事案に検討を加えてから、最後にに分類される事案について、そこまでの研究の中で得られた考察に基づいて検討し、義務違反の認識をどこに位置づけるのが妥当であるのか考察することとし、また比較法的観点からドイツにおけるこれらの議論状況を参照することとした。

なお、本研究は2017年度~2019年度の研究課題として採択されたが、2017年9月~2019年4月に産休・育休を取得したため、実質的な研究期間は2019年度~2021年度であった。そのため、次項では2019年度以降に執筆した論文を研究成果として報告することとする。

4. 研究成果

(1) 2019年7月に中央大学刑事判例研究会にて、2020年1月に北大刑事法研究会にて「指示を受けてマンションの空室に赴き詐欺の被害者が送付した荷物を名宛人になりすまして受け取るなどした者に詐欺の故意及び共謀があるとされた事例〔最判平成30年12月11日判決〕

詐欺の被害者が送付した荷物を依頼を受けて名宛人になりすまして自宅で受け取るなどした者に詐欺の故意及び共謀があるとされた事例〔最判平成30年12月14日判決〕」について研究報告し、これらの報告をまとめて「指示を受けてマンションの空室に赴き、詐欺の被害者が送付した荷物を名宛人になりすまして受け取るなどした者に詐欺の故意および共謀があるとされた事例」(法学新報第126巻第9号)を寄稿した。

上記2判例は、行為者の認識していた事実によって詐欺の故意を認めることができるか、すなわち「詐欺の意味の認識」の問題であった。判例はともに、被告人は特殊詐欺の受け子である。被告人が氏名不詳者から「指示されたマンション空室等で待機し、そこに届く宅配便を偽名で受け取り、受け取った荷物を別の者に受け渡す」という仕事を依頼され、右行為を複数回行って高額報酬を得たが、右行為は詐欺の被害者から送付された現金入りの小包を受け取るという行為であったという事案であり、「何らかの犯罪かもしれないとは思っていたが詐欺とは思わなかった」として詐欺の故意の存否が争われた。「何らかの犯罪かもしれない」では「詐欺罪」の故意があったということとはできないため、判例のような場合に詐欺の故意を認定することができるのか問題となったが、最高裁は次のような推認過程で詐欺の故意を肯定した。

推認過程： 判例

特異な行為態様 「自己の行為が詐欺かもしれない」との認識を推認

+ 詐欺の可能性を排除する事情の不存在

詐欺の故意肯定。

判例に対する評価は二分しているが、判例が現れる以前は類似の事案について下級審裁判所ごとに結論が異なっていた状況下で、判例によって受け子の故意の問題は止揚し、実務的には一定の基準が示されたと理解されている。研究代表者は、これらの判決について、上記のような特異な受領方法で高額報酬を受領していれば、行為者は「お金の取引に係る行為かもしれない」という認識を持っていると推定されるから、行為者の脳裏には金銭の取引に関する犯罪の代表である詐欺の可能性がよぎっていたと認定することは妥当であると考えている。

判例に対しては、このような事実の認識では行為者の脳裏に詐欺が思い浮かんでいたとはいえない、という批判が向けられている。

(2) 次に、(1)の判例研究をもとにして、「特殊詐欺事案における受け子の故意として必要な認識 最三判平30・12・11および最二判平30・12・14を素材として」を寄稿し(商学討究第70巻第4号)、本研究について2020年1月に北大刑事法研究会で研究報告を行なった。以下、最三判平30・12・11を判例、最二判平30・12・14を判例とする。

まず、判例以前の下級審判例を整理し、故意否定事例と故意肯定事例に分けて判断の相違点を分析した。故意否定事例では、詐欺の故意を肯定するために「中身が詐欺の被害品(基本的には現金)かもしれない」と認識していたといえるかに焦点が当てられており、行為態様から自己の行為が詐欺との考えに至るには行為者がその特殊詐欺の手法を知ることが必要となるとして、「当該行為が特殊詐欺の手法として一般に周知されている」という事情が要求されている。一方、故意肯定事例では、行為者が一般的な荷物の送付物の授受とは明らかに異なる受領行為に関与したならば、行為者には「詐欺を含む何らかの犯罪」が想起されていたと推定され、そこから詐欺を排除するような特別な事情が存在しない限り、「詐欺を含む犯罪」として詐欺が想起されているから、詐欺の認識が推定される、という理論構成がとられている。判例は故意肯定事例での理論構成を踏襲していると考えられる。

特殊詐欺の受け子の故意の認定は、覚せい剤輸入事犯の故意の認定との共通性があるとも考えられるため、本稿ではその点についても考察した。研究代表者は、覚せい剤輸入事犯も受け子の故意も、「覚せい剤を含む違法薬物かもしれない」「詐欺を含む何らかの犯罪かもしれない」との認識が推定される＝「覚せい剤」「詐欺」が行為者の脳裏によぎっている、との認定がなされたと理解すべきであり、このような理解からは判例の結論は妥当と考える。

(3) 詐欺の受け子の故意に関する近年の3つ目の判例として、「詐欺の被害者が送付した荷物を依頼を受けて送付先のマンションに設置された宅配ボックスから受け取るなどした者に詐欺罪の故意及び共謀があるとされた事例(最高裁令和元年9月27日判決刑集73巻4号47頁)」を分析し、寄稿した(商学討究第71巻第2・3号)。以下、これを判例とする。

判例は、氏名不詳者からの依頼で、オートロックで管理されたマンションにおいて、エントランスに設置された郵便ポストの差入口(オートロックの外側)から不在伝票を取り出し、そこに記載された暗証番号を用いて宅配ボックスから荷物を取り出し、それを別の人に渡す、という仕事を依頼されてこれを2回行ったが、そのうち1回目について詐欺の故意の有無が争いとなった事案である。判例と判例には次のような共通点と相違点がある。

共通点：・現金入りの荷物を受領している。

・受領行為にのみ関与している。

相違点：・行為態様(宅配業者から偽名で受領する/宅配ボックスから取り出す)

・報酬の有無(報酬について認定あり/報酬について認定なし)

・複数回か初回か(複数回繰り返す/問題となったのは1回目の故意)

・「何らかの犯罪かもしれない」との認識の有無(認定あり/認定なし)

推認過程：判例

特異な行為態様「仕事の依頼者は居住者でないかもしれない」との認識を推認「荷物の送り主が錯誤に陥っているかもしれない(居住者が受け取ると騙されて荷物を送付している)」との認識を推認「自己の受け取る荷物が詐欺に基づいて送付されたものかもしれない」との認識を推認+詐欺を排除するような事情の不存在 詐欺の故意を肯定。

このように判例と判例では特に行為態様に大きな相違があり、それゆえに判例と判例では推認過程が異なっていて、かつ推認された行為者の認識も異なっている。判例のように、行為態様から「被害者が錯誤に陥っているかもしれない」という認識が推認されるならば、報酬の有無や反復の有無、「何らかの犯罪かもしれない」との認識の有無は問題とならないことになる。判例に対しては、依頼者が居住者でないと認識した行為者において、送り主が錯誤に陥っているという認識を推認することには合理性がないとの批判が向けられている。

(4)詐欺の故意に関する判例に続いて、殺人罪の故意に関する最高裁判例が現れたので、2021年5月に中央大学刑事判例研究会にて「自動車を運転する予定の者に対し、ひそかに睡眠導入剤を摂取させ運転を仕向けて交通事故を引き起こさせ、事故の相手方に傷害を負わせたという殺人未遂被告事件について、事故の相手方に対する殺意を認めた第1審判決に事実誤認があるとした原判決に、刑法382条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例〔最判令和3年1月29日〕」を報告し、同タイトルの論文を寄稿した(法学新報第128巻第3・4号)。本事案では、被告人が被害者にひそかに睡眠薬を飲ませた後、被害者らに自動車を運転して帰宅するように促し、被害者らが運転中に仮睡状態に陥って対向車との衝突事故を起こして死亡ないし傷害を負ったことについて、睡眠薬を飲ませた被害者3名(A,C,D)と対向車の運転手2名(B,E)合計5名に対する殺意が争点となった。

本事案では、「睡眠薬を飲ませて自動車を運転させるように仕向ける行為」が「人を死亡させる危険性のある行為か」、そして「行為者がそのことを睡眠薬投与時に認識していたか」が問題となる。控訴審は、本件行為を「死亡の危険性が高いとまではいえない」とし、この程度の危険性の認識の場合には「意思的要素の検討が必要」との見解を示したために、最高裁では、行為の危険性の程度と、意思的要素の検討の必要性について検討された。について最高裁は、「死亡事故を引き起こすことは十分考えられる」「死亡することも十分あり得る」とし、については端的に「本件において殺意を認定するために必要なものではない」とした。

ここであえて最高裁が「(人の死亡が)十分考えられる」と述べているというに鑑みると、最高裁は、殺意認定の基礎となる結果発生危険性としてはこの程度でも足り、かつこの場合でも、この程度の行為の危険性の認識があれば、特段の事情がない限り死亡結果発生可能性の認識・認容が推認されると考えていると理解ができる。研究代表者は、本判決での故意の推認過程と結論は妥当であるものの、行為者が認識した結果発生危険性が「高い」以外の場合には、「認容」の認定が重要となる場合があるのであって、控訴審が、結果発生危険性の程度如何で認容を丁寧に認定する必要があることを示している点で、この指摘には意義があると考えられる。

(5)(4)の研究報告と並行して、(1)~(4)の研究のまとめとして、「故意にとって必要な「結果発生可能性の認識」の程度 特殊詐欺における受け子の故意の認定構造と殺意の認定構造を比較して」を寄稿した(商学討究第72巻第1号49-82頁・2021年7月)。ここまでの研究に関して、「詐欺の故意が問題となった事案ではなぜ『認容』には特段触れられていないのか」という質問を受けて、この点を分析する必要があると考え、本稿では、(1)~(4)

の研究を基礎として、詐欺には詐欺の故意の認定基準があるのか、それともこれらの判例の考え方には一貫性があるのか、認容の認定に関して判例の中で明示的に触れられていないのはなぜか、認容とはどのように認定されており、また認定すべきなのか、ということを検討した。

(1)~(4)で研究対象としてきた判例は、いずれも「間接事実からの故意の認定」という事実認定の問題であるが、これに関してはこれまで主に殺意の認定が分析・検討の対象とされてきた。殺人罪の場合には殺意が認められなければ傷害の故意を認定することができるが、詐欺の場合には詐欺の故意が認められなければ犯罪は不成立となる点で、殺意の認定基準よりも結果発生危険性の程度が低くとも故意が肯定されるのではないかと、という見方もあり得るため、これらを総合的に比較検討した。その結果、いずれの判例でも、間接事実から「詐欺の危険性が十分想起される」「死亡の危険性が十分考えられる」という程度の危険性の認識をもって結果発生可能性の認識が推認され、それに加えて詐欺/殺人を排除するような(特段の)事情の有無を検討し、それがなければ故意が認定される、としている点で、認識の推認手法ならびに故意の認定基準を同じくしていると考えられるとの帰結を得た。

そしてここまでの判例の研究から、研究代表者は、これらの判例を支持する見解と否定する見解との間に未必の故意の理論的対立が現れているとの仮説を立てた。①判例を支持する見解：「詐欺の可能性が少しでも(他の犯罪と並列的にでも)想起されれば認識は推認される」という理解で、②判例を批判する見解：「詐欺の可能性が(他の犯罪より)高いとの認識がなければならぬ」という理解であり、①と②の考え方の相違は、未必の故意の要素としての認容の要否と結びついている。①：結果発生可能性が高いとまではいえない場合でも認識があることは認めたいと、認容で故意の成立に絞りをかけようとするもので、②：認容を不要とするためにまさに結果発生危険性の認識が故意の成否に直結するがゆえに、結果発生危険性の高度の認識を要求する、という構造になっていると理解することができる。①の場合には、「認容はいかに推認されるべきか」ということも問題となる。研究代表者としては、裁判所が認容説の立場をとるならば、認容という要素を故意の判断に取り込む意義を見出すためにも、事案によっては間接事実からの「認容」の推認を明確に示す必要があるのではないかと考えている。

(6)比較法的観点で見ると、ドイツでは是認説(日本の認容説とほぼ同内容)が判例・通説の立場であり、「是認」の認定について多くの判例が蓄積されているが、2018年の連邦最高裁(BGH)判例をきっかけに議論が再燃している点で日本と同様の状況にある。そこで、近年のドイツ判例と議論を分析して「自己危殆化と殺意の認定——ベルリンレーサー事件における故意の認定方法について——」にまとめ(商学討究第72巻第4号)、これについて2022年2月に開催された日本刑法学会北海道部会で報告した。

ベルリンレーサー事件は、2人の被告人HとNが2台の自動車でベルリン市街地でカーレースを行ない、レースに勝つために高速度で赤色信号を無視して公道を走行したところ、Hの自動車が適法に進行してきた被害者Wの自動車と接触して、Wを死亡させ、Nの自動車の同乗者Kに傷害を負わせた、というものであり、主にWの死亡に関してHとNの殺意が争われた。本判決においてBGHは、「行為の危険性は未必の故意の認識的要素にとっても意思的要素にとっても『核心的事情』ではあるが『決定的事情』ではない」として、行為の危険性が高いとしてもそのことから直接認識・是認が推認されることにはならないことを強調している。ただし、交通事犯の場合には、自己の運転行為自体を認識していれば人を死亡させる危険性の認識はあるといえるため、この場合に重要となるのは「是認」の推認であると考えられる。BGHによれば、行為の危険性が高い場合であっても是認の有無は適切に検討されるべきであり、これを推認するにあたっては「故意を疑問視する事情」を検討すべきことが指摘されている。これ自体はこれまでの判例でも必要とされているものではあるが、BGHは「故意を疑問視する事情」を「是認」の推認にかかわる事情と位置付け、ここではその事情として自己危殆化の検討が不可欠であると述べている。

本判決は基本的に支持されているが、「行為者がよい結果(結果の不発生)を信じていたといえるのか」で是認の有無を判断しようとする区別方法が妥当なのか、またこの「よい結果への信頼」という事情が行為の評価や判決に大きな違いをもたらすほど有意義なものなのか、という点で議論を呼び、「是認」という要素の要否という問題が再び焦点となっている。

(7)本研究課題の研究成果は以上のとおりである。当初は「義務違反の認識」に焦点を当てて事実の錯誤と違法性の錯誤を区別することを目的として本研究を開始したが、「行為者の認識していた事情が事実の認識にかかわるものなのか行為の違法性評価にかかわるものなのか」を明らかにするために(1)(3)(4)の判例を検討したところ、本研究課題の前提として「未必の故意の要素として『認識』のみで足りるか、『認容(意思的要素)』が必要か」という問題を解決する必要があることが分かった。そして、結果発生危険性の程度によっては「認容」を丁寧に検討・推認することが必要であるし可能である、という結論に至ったが、認容をいかに検討・推認すべきか、そもそも認容という事情が必要か、「認容」に代わる意思的要素の捉え方がないか、そして実務において有用な意思的要素の推認方法の提示が課題として残されている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 菅沼 真也子	4. 巻 71
2. 論文標題 判例研究 詐欺の被害者が送付した荷物を依頼を受けて送付先のマンションに設置された宅配ボックスから受け取るなどした者に詐欺罪の故意及び共謀があるとされた事例(最高裁令和元年9月27日判決刑集73巻4号47頁)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 商学討究	6. 最初と最後の頁 187-201
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 菅沼 真也子	4. 巻 127
2. 論文標題 判例研究 いわゆる東名高速あおり運転事件控訴審判決〔東京高裁令和1年12月6日判決高刑速(令1)号339頁〕	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 389-405
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 菅沼 真也子	4. 巻 126
2. 論文標題 刑事判例研究 指示を受けてマンションの空室に赴き、詐欺の被害者が送付した荷物を名宛人になりすまして受け取るなどした者に詐欺の故意および共謀があるとされた事例[最高裁平成30.12.11判決]	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 167-182
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 菅沼 真也子	4. 巻 70
2. 論文標題 特殊詐欺事案における受け子の故意として必要な認識 最三判平30・12・11および最二判平30・12・14を素材として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 商学討究	6. 最初と最後の頁 89-119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 菅沼 真也子	4. 巻 72
2. 論文標題 自己危殆化と殺意の認定 ベルリンレーサー事件における故意の認定方法について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 商学討究	6. 最初と最後の頁 79-103
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 菅沼 真也子	4. 巻 128
2. 論文標題 刑事判例研究：自動車を運転する予定の者に対し、ひそかに睡眠導入剤を摂取させ運転を仕向けて交通事故を引き起こさせ、事故の相手方に傷害を負わせたという殺人未遂被告事件について、事故の相手方に対する殺意を認めた第1審判決に事実誤認があったとした原判決に、刑訴法382条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例〔令和3年1月29日/最高裁判所第二小法廷/判決/令和2年(あ)96号〕	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 355-372
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菅沼 真也子	4. 巻 72
2. 論文標題 故意にとって必要な「結果発生の可能性の認識」の程度 特殊詐欺における受け子の故意の認定構造と殺意の認定構造を比較して	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 商学討究	6. 最初と最後の頁 49-82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 菅沼 真也子
2. 発表標題 いわゆる東名高速あおり運転事件控訴審判決〔東京高裁令和1年12月6日判決高刑速(令1)号339頁〕
3. 学会等名 中央大学刑事判例研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 菅沼 真也子
2. 発表標題 指示を受けてマンションの空室に赴き詐欺の被害者が送付した荷物を名宛人になりすまして受け取るなどした者に詐欺の故意及び共謀があるとされた事例〔最高裁第三小法廷平成30年12月11日/平成29年(あ)44号刑集72巻6号672頁、裁時1714号4頁、最高裁第二小法廷平成30年12月14日判決/平成28年(あ)1808号刑集72巻6号737頁、裁時1714号6頁〕
3. 学会等名 中央大学刑事判例研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 菅沼 真也子
2. 発表標題 特殊詐欺事案における受け子の故意として必要な認識について 最三判平30・12・11および最二判平30・12・14を素材として
3. 学会等名 北大刑事法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 菅沼 真也子
2. 発表標題 ベルリンレーサー事件とドイツにおける近年の故意の認定に関する議論状況
3. 学会等名 日本刑法学会北海道部会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------